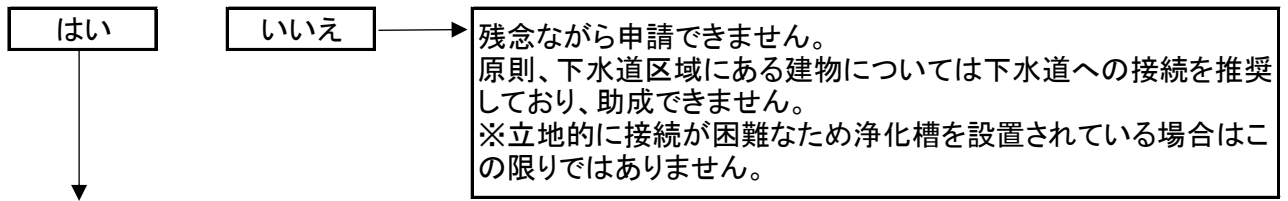


申請前のチェックフロー

1. 浄化槽を設置している建物は、浄化槽区域(下水道区域外)にありますか？

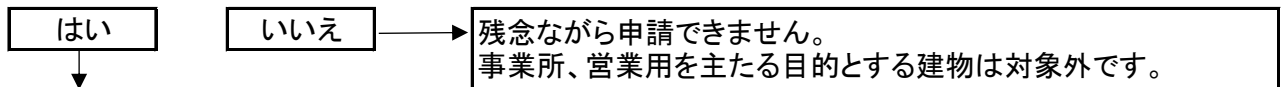


2. 浄化槽を設置している建物は、以下のいずれかに当てはまりますか？

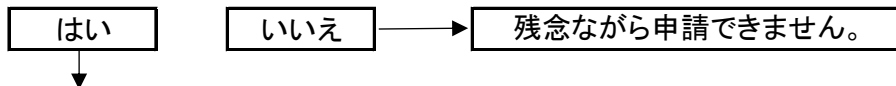
ア) 自己の居住を目的とした住宅(専用住宅)

イ) 延べ床面積2分の1以上を自己の居住の用に供する併用住宅(住居兼店舗など)

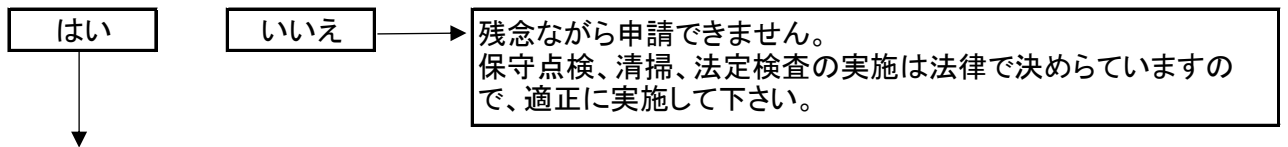
ウ) 自治会館等の集会施設



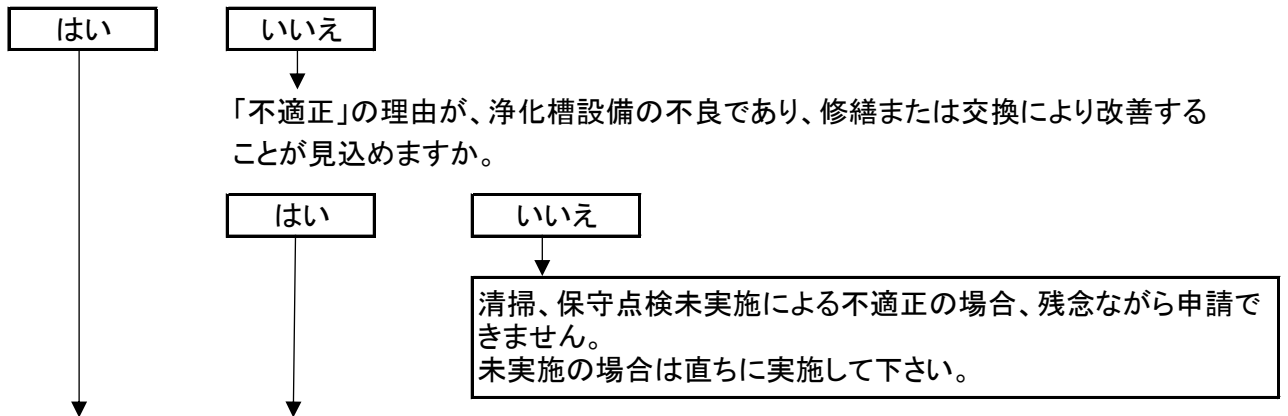
3. 2. でア)、イ)に該当する方、丹波篠山市に住所を有していますか？ ウ)の場合は4. へ



4. 保守点検・清掃(抜取り)・法定検査のすべてを申請日の直近一年以内に実施しましたか？



5. 法定検査の結果が「適正」か「おおむね適正」でしたか？



以下の必要書類をそろえて申請して下さい。

- (1) 直近1年以内に清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し
- (2) 直近1年以内に浄化槽点検業者が発行した浄化槽保守点検記録票(3回分以上)の写し
- (3) 直近1年以内に受けた法定検査の結果の写し
- (4) 修繕に要した額の明細書及び領収書の写し(領収書がない場合は、振替払込領収書の写しなど支払済であることので分かるものであれば可)
- (5) 市税納税証明書(申請書提出の3箇月以内に発行されたもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(参考)

合併処理浄化槽の保守点検回数			
処理方式	浄化槽の種類	期 間	年 間
分離接触ばっ気方式、 嫌気ろ床接触ばっ気方式又は 脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4ヶ月	3回以上
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3ヶ月	4回以上
活性汚泥方式		1週間	52回以上
回転板接触方式、 接触ばっ気方式又は 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間	52回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く。)	2週間	26回以上
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3ヶ月	4回以上

(参考)

保守点検 ……兵庫県登録の浄化槽保守点検業者

清掃 ……丹波篠山市登録の浄化槽清掃業者

法定検査 ……兵庫県指定の検査機関(兵庫県水質保全センターの1社のみ)